

## モノと情報班

## ラオス南部における水産資源管理

秋道智彌（総合地球環境学研究所）

キーワード：メコン河、村落基盤型資源管理、保全区、回游魚、私有化

Fisheries Resource Management in Southern Laos

Tomoya AKIMICHI (RIHN)

Mekong River, community-based resource management, fish conservation zone, migratory fish, privatization

## 要旨

ラオス南部のメコン河集水域における水産資源管理について 1990 年代から 2005 年の調査時点までの急激な変化を追跡した。国際組織による上からの水産資源管理の方策が導入されたが、村落の実情に合わないで、欠点が多くプロジェクトとしてはおおむねうまくいった点と成功しなかった面が浮き彫りになった。これにかわって、2000 年くらいから村落を基盤とした村民のための管理方式を採用する動きがでてきた。もっとも、これはチャンパサック州のメコン河本流域の話であり、メコン河支流のセコン川流域では漁業保全区を設定した当初から密漁が頻発する傾向にある。今後、メコン河本流と支流に見られる管理方法の微妙な違いを追跡することが重要な課題である。

## 1. ラオスにおける水産資源管理の背景

メコン河は全長約 4,700 km の大河であり、中国のチベットに源を発し、ミャンマー、ラオス、タイ、カンボジア、ベトナムの 6 ケ国を流れ、南シナ海にそそぐ。このうち、ラオス中部より下流域は平野部を流れる。ラオス領内におけるメコン河に流入する主要な支流は 11 本あり、表 1 は流長の大きい順に示したものである。

メコン河とその集水域はその流域に住む人びとに貴重なタンパク源をもたらし、交通や物資の輸送に大きな役割を演じてきた。季節性が顕著なモンスーン気候のもとで、メコン河やその支流は雨期に増水し、周辺の農地や居住地は冠水するが、乾期に河川の水量は激減する。このような環境下で、現在、メコン河水系の水産資源利用をめぐるどのような問題があり、どのような試みがなされているのか。この問題をラオス南部の事例から紹介したい。調査は 2005 年 7 - 8 月、2006 年 1 月、ラオス南部のチャンパサック、セコン、アタプーの 3 州で実施した。

表 1 ラオスにおけるメコン河の主要な支流

支流の名称	流長 (km)	支流の名称	流長 (km)
Nam Ou	448	Nam Beng	215
Nam Ngum	354	Xedone	192
Xebanghieng	338	Nam Xekhanong	115
Nam Tha	325	Nam Kading/Nam Theun	103
Xekong	320	Nam Khane	90
Xebangfay	239		

(出所: UNEP 2001)

2005年7 - 8月の調査のうち前半は橋村修と共同で、後半と2006年1月の調査は単独でおこなった。調査のねらいは、メコン河とその支流や小さな水路から水田に至るまでの水域における水産資源の多様な利用方法と管理について現状を把握し、生態史プロジェクトの研究でどのような見通しをえることができるかを提示することである。ここでは、河川や池における事例を中心とした調査結果を報告し、水田や池における事例は稿をあらためて詳述する。なお本報告の一部は、論文として公表した[秋道 2006]

ラオスは第2次インドシナ戦争終結後の1975年以降、平和と発展の道を歩み始めた。経済発展に応じて、道路の整備と拡張、電気・水道などの普及、市場経済の浸透が進むいっぽう、人口増加率は2004年の資料では2.67%と顕著である。食料の需要も増加し、畜産業による食肉類の消費とともに淡水魚類資源の需要も増加した。市場に魚を売り、現金収入源とする農家も増えた。さらに養殖技術が進展し、ナイロン製の刺し網や投網などの効率的な漁具が導入されるようになり、必然的に漁獲圧が高くなる傾向があった。こうしたいっぽう、森林の乱伐採や開発による環境の破壊が顕著となり、経済発展と環境保護を両立するための方策をめぐる議論がなされるようになってきた[Claridge, Sorangkhoun and Baird 1997]

## 2. メコン河の魚類保全区(1993 - 1999)

環境の保護と経済発展を同時に進める方策を検討する機運が高まるなかで、海外の援助機関を介して水産資源の管理と適正な開発を進めるプロジェクトがラオス南部のチャンパサック州で1993年から開始された。それがヨーロッパ共同体(EC)主導による「ラオスの共同体漁業とイルカ保護」を目指すプロジェクト(Lao Community Fisheries and Dolphin Protection Project)である[Baird *et al.* 1999] この計画は1997年まで5年間継続され、村落に魚類保全区を設けて資源の管理と適正な利用を図ることが大きな目的とされた。保全区は、ヴァン・サグワン(vang sanguwane)と呼ばれる。ヴァンは「川の淵」、サグワンは「保全区」の意味である。淵はふつう英語でdeep poolと呼ばれる深みであり、大きな魚が息する場所となっている。ラオスでは、河川は国家が管理するもので村落といえども私有することはないが、村落の領域内を流れる部分は従来からその村落による利用が慣行として認められている。したがって、魚類保全区はもともと政府側からの提案であり、村落を基盤とする資源管理方策ではないことに留意しておく必要がある。

このプロジェクトでは、メコン河本流域の54村で59の保全区がつくられ、最終的に63の村で68の保全区が作られた。保全区の大きさはまちまちであり、最小で0.25ha、最大で18haであり、平均は3.52haであった[Baird and Harthey 1999]

メコン河集水域の魚類に関する研究は上述のプロジェクトでも中心課題とされ、これまで多くの業績が蓄積されている。さらに、魚類の分類や生態に関する研究の成果がある反面[Taki 1974; Kottelat 2001]、住民生活やその文化のなかで漁撈を位置づける試みはまだ少なく[Dubois, Inthavong and Barden 1995]、最近ではラオス中部のバン・ファイ川(Xe Bangfay)流域における報告があるにすぎない[Shoemaker, Baird and Baird 2001]。また、ラオスの漁業統計は農林業部門とくらべてきわめて不十分である[The Department of Planning 2005]。つまり、魚類の保全を目指すプロジェクトがあるものの、社会経済的、文化的な問題を組み込んだ視点がいまだに取上げられていないことが問題といえるだろう。

1997年からはECによる計画を継承して1999年までの3年間、同様な趣旨の「環境保護と共同体の発展」計画(Environmental Conservation and Community Development in Siphandone Wetland Project)が実施された[Daconto ed. 2001]。1997年までに保全区をつくった村むらに13村を加えた魚類保全区が72ヶ所つくられた。このプロジェクトではラオス最南部のカンボジア国境におけるメコン河流域の村むらを対象としたものであり、シーファンドン湿地プロジェクト(Siphandone Wetland Project)とも称される。シーファンドンは、「4,000の島」という意味で(Siphonは4,000、doneは島の意味)、メコン河のカンボジア国境周辺に多くの低平な島じまがあることから名付けられた。

魚類保全区の取り組みは上からの提案であったが、その内容の詳細は村独自に決められる。ここで事例を示そう。メコン河の中央部にあるコーン島はこの流域ではもっとも大きな中州の島であるコーン島では5つの村落で4ヶ所の保全区が1998年に設定された。このうちのドン・ファット村の保全区はヴァン・ノン・ハイと呼ばれ、長さは約400m、幅は約180mある。村が取り決めた規則によると、保全区における漁撈は禁止される。保全

区以外でも5～9月の雨期にはカエルとりやライギョの捕獲は禁止される。さらにカエルを獲るための笊(sai khop)やカエル釣り(bet khop)の使用は9月以降も引き続いて禁止される。カエルやライギョにたいする規制は産卵期における捕獲を禁止して資源を保護するためである。保全区以外でも刺し網を用いて魚を威嚇して網に追い込む漁法は禁止される。さらに他村の村人が村内の保全区外の河川域で漁業をおこなう場合には、村に申し出をするとともに、滞在場所を報告する義務がある。また、保全区内で違反操業を犯したものに罰則は以下のように回数に応じて決められている。すなわち、1回目は村会議で説得し、密漁をおこなわないとする同意書を村に配布する。2回目には注意勧告を示し、同意書をとりつけて村に配布する。3回目には村集会で注意を喚起し、同意書を作成する。4回目には5,000キープ(1万キープは約1米ドルに相当)の罰金を課したうえで、漁具を没収する。5回目に説得に応じない場合、郡政府に送還する。

このような罰則規定を決めた上で保全区の資源を保護する試みが実効性をもっていたのだろうか。このプロジェクトを実質的に進めてきたカナダのNGOのイアン・バード氏(Ian Baird)によると、禁漁区を設けることにより51種類の魚類について有意な増加が認められた。禁漁にしたのだから、魚が増えて当然かも知れなかった。しかし、長距離回遊性の魚類の多くについては増加が認められなかった。また、*Mekongina erythrospila*、*Labiobarbus leptocheilus* などのように、回遊型の魚種でも増加の認められる種類もあった。

いっぽう、この保全区の計画はそれぞれの村の住民にどのように評価されているのであろうか。ラオスの村落側としてプロジェクトを推進する代表者のS氏に面談した。コーン島在住のS氏はこの計画はうまくいかなかったと断言し、つぎのように語った。「保全区はたしかに魚が隠れる場所を提供するし、獲れるだけ魚を獲ろうとする村人にたいして、保全の考えや保護のための啓発と教育をしたことで一定の意味があったとおもう。しかし、魚は動くので保全区にいるかどうか分からない、これが問題であった」。

S氏は、村の保全区で魚が増えたかどうかをたしかめるため、網目が6、8、10cmの刺し網によって2002～2004年の3年にわたり、10～11月に保全区と保全区の外側でサンプリングを実施した。この時期は魚の少ない季節である。その結果、魚は両方の区域ともたくさん獲れなかった。

こうした状況で村人のなかには規則を守らずに漁をするものがでてきた。そこで規則の遵守をめぐり、村長と村民との間で対立が生じた。結局、村長は規制を強化し、以下のような罰則を決めた。すなわち、1回目の密漁にたいして漁具を没収したうえで5万キープを徴収した。2回目になるとさらに漁具の没収と10万キープの違反金の徴収、3回目には教育とともに逮捕して警察に出頭を命じた。当初の規制よりも格段に厳しい規制となっている。違法操業が頻発するわけは、保全区が村の近くにあり、魚を岸から獲りやすいうえ、3～4月に回遊してくる魚がたくさん獲れるからである。対立は村内だけにとどまらなかった。違法操業をめぐる処遇や罰金の軽重は、保全区を実施する村落間のあいだでも不協和音をうむようになった。

### 3. 新しい資源管理にむけて

こうしたなかで、魚類保全区を実施した経験のある先進的な4村落ではS氏の指導の下、「保全のための川の淵」から村の判断で魚を利用することのできる「村の淵」(ヴァン・スムソン:vang xumxone)へと考え方を転換することが進められた。スムソンは「村落共同体」の意味で、「村の淵」は着を守るためというよりは、村のために保全区となる川の淵を利用することを提起したものである。

具体的には、村落の発展や公共目的に保全区ないし禁漁区を解放して魚を獲り、その魚を利用し、あるいは売却した収益を村の公共事業などに充当するやり方や、魚の多い時期に入札制を導入し、3～5日間にかぎって落札者に入漁を許可する方式である。1日あたり100万～200万キープで落札され、漁獲の多少で落札額を上方ないし下方修正する柔軟なやり方も決められた。入札にさいしては村落の住民以外の外部者も参入することができた。落札された金額は村落の寺院や学校の修復や建設などの公共目的に利用することも決められた。以下、それらの村落における新しい試みの内容を検討したい。調査は2006年1月に実施した。

バン・ハート(Ban Haat)(N14-05-080, E105-50-449)

2006年1月、メコン河の左岸に位置するバン・ハートでは、ちょうど魚の遡上期にあたる時期で多くの小型漁船が刺し網漁に従事していた。村の前面には上流部にベン島(Done Beng)、下流部にムン・ソン島(Done

Mun Son)がある。メコン河における漁業は、基本的に自由(オープン・アクセス)とされている。漁業の実態について村人に聞くと、漁場には周辺の10村が入漁していることが分かった。それらの村は、Ban Veunh, Ban Haat, Ban Huay, Ban Na, Ban Dua, Ban Hang Khoong, Ban Phi Man, Ban Nang Khuat, Ban Done Xang Phai, Ban Tha Phoであり、メコン河のどこでも操業してもよい。時代は不明であるが、この慣行はラオス政府によるメコン河の自由な利用が決められる前からあるということであった。ただし、ムン・ソン島とメコン河本流にはさまれた水域は浅く、石がおおいので網がうまく流れないのであまり利用されない。

2006年の初漁は1月3日であり、試行的に5人が漁をした。翌日の1月4日には、およそ200の船が操業した。通常は2月くらいに魚の遡上(pa kun)が見られるが、2006年はいつもより1ヶ月ほど早い。曇り空の時が魚の遡上に適していると人びとは考えている。この時期の曇り空の気象をngao paと呼ぶ。Ngaoは「曇り空」、paは「魚」をあらわす。

使用する網は1、2月には網目7cmであるが、4月には10cmのものを使う。このとき獲れる魚1尾で約1kgの重量となる。網は長さ43ヒロ、丈は7m、水面から5ヒロの深さに網の上端がくるようになっている。操業方法は、船上から川を横断するように網を流す流し刺し網漁(drift gill netting)であり、一定時間後に網を揚げて魚を船上ではずし、ふたたび川に網を入れる。網入れは1日に10回以上おこなうこともある。創業は通常2人でおこなわれる。

1月の操業によって捕獲されていたのは、pa pahk(12,000キープ/kg)、pa pian(8,000キープ/kg)、pa wah(12,000キープ/kg)、pa sayii(20,000キープ/kg)などであった。Pa sayiiは美味であり値段も高い。このほか、pa sua, panang khaoなどが漁獲されていた。漁獲量は1月8日に1日で単位の船あたりで約300尾(午前約100尾、午後約200尾)の事例や、1回で104尾(1月8日)、午前中だけで40尾などの例があった。

網を入れる時間の制限はないが、1月には夜間に網を入れても獲れない。4月には夜間でも漁獲がある。また、網の長さには制限があり、最長で43ヒロまでとされていた。漁獲された魚は自家用とされるほかは現金収入源とされる。買い付け人が午後、村にきて魚を買い、パクセの市場へと運搬する。村の前面にあるメコン河の淵はVang Song Khamと呼ばれるが、現在、魚の保全区は設定されていない。

#### 1. Ban Hat Saikhun (N14-07-114, E105-51-594)

2006年1月8日、メコン河左岸にあるバン・ハット・サイクンにおいて、村で実施されている新しい保全区の実態について調査をおこなった。村の人口1,227人、世帯数は219ですべて農業をいとなみ、副業として漁業とスイギュウ、ニワトリ、アヒル、ブタの家畜飼育をおこなっている。村の前面には無人のサムラン島(Done Samulang: 幸せの島の意味)がある。その向こうにはコーン島(Done Khong)がある。バン・ハートで実見したように、この村でも2006年には魚の遡上が1ヶ月早いことを確認した。

保全区についてのいきさつをいうと、1993年以降、ECが主体的に取り組んできたラオス南部における魚の保全区に関する現地説明会がこの村では1996年に実施された。このプロジェクトは1993年から1997年まで実施されたもので、I.バード氏が来村し、むかしたくさん魚が獲れたのに少なくなってきたのは乱獲によるものだ。だから、魚の保全区をつくって元通りに魚を増やす方策を実施してはどうかという案が提示された。村人は協議の末、魚類の保全区をサムラン島の両端からすこし上流部と下流部の2地点とサムラン島の西岸、メコン河左岸とを結ぶ区域に設定した。保全区はヴァン・ドン・サムラン(Vang Done Samulang)と呼ばれる。保全区ではすべての魚が年中、禁止される。雨季には水量が多く、漁自体も困難になるが、乾季は漁に適しており、禁漁区での密漁をおこなわないよう村民に注意が喚起される。保全区は全長で400~600mある。

保全区が設定されて以降、村人によるとpa khune, pa sagan, pa khuangなどの魚が水面から見えるようになり、増加したと明言した。保全区は魚の休憩する場であると人びとは考えている。かつて保全区に上流部の村から刺し網で密漁するものがあったが、注意するだけで罰金を課すことはなかった。1999年、バード氏から保全区実施の謝礼に村へと建築用のトタン板150枚が贈呈された(1枚の単価は38,000キープ)。

なお、保全区の外側の水域は自由に操業することができた。自由創業のことはha sai koda、つまり「釣り可能」と呼ばれる。隣接する村の住民による入漁は自由であった。漁法としては、投網(heh)、刺し網(mong)、四手網(ton)釣り(手釣り)とさお釣り、柴漬け(khah)、ひょうたん流し釣り(lai tao)、おとし型笠(chane)

(lou) などがあり、漁場利用の制限はなかった。また、刺し網には網目が1 cmから20 cmのものまで多様で、季節や魚種に応じて使い分けられる。

ECが提案した保全区では全面禁漁が唱われているが、村人は新しく村のための保全区(vang xumxone)を提唱し、実践するようになった。これは村が必要とするさいに保全区で魚を獲り、それを供するものである。その決議はKanat Baanと呼ばれる村委員会で作された。村委員会は、村長1名、副村長2名、警察官1名、女性同盟、青年同盟、長老同盟から各代表1名、軍隊1名の計8名から構成される。これ以外に村のなかにおける下位組織の代表が数名参加することになっている。2004年に会議は招集されなかったが、2005年には1回、開催された。なお、この会議には隣村の人々にも参加を要請して、保全区の意味を理解してもらった配慮がなされた。ちなみに、この村周辺の水域には淵がなく、したがって保全区もほかにない。保全区をつくる前提に淵の存在がいかに重要であるかがわかる。

新しい制度をはじめの動機となったのは以下の理由による。第1は、魚類の保全に関する考え方を引き続いて村人に浸透させるために保全区を継承するためである。第2は、従来の魚類保全区では警察による監視がなされなかったが、新しく警察と村人が共同監視し、密漁が発覚した場合は本人を説得するとともに、村長への報告をおこなうことがよいと考えられたことによる。つまり、密漁への規制を強化し、罰金(1件あたり20,000キープ)を徴収して教育資金として活用するとともに、密漁が減った分、多くの漁獲を期待できるという説明があった。

## 2 . Ban Veunkhao (N14-05-479, E105-51-347)

この村はメコン河の左岸に位置し、正面にはコーン島がある。村の人口は547人、世帯数は96の半農半漁村である。かつて第2次インドシナ戦争時には爆薬物による漁が頻繁にあった。革命後は爆薬による漁は違法漁業として禁止されたが違法漁業は1977年ころまでであった。1996年にI・バード氏が来村し、保全区の設定をうながした。村での協議の結果、保全区がつくられた。村全体の会議で反対する人はいなかったようだ。保全区はVang Khan Fuaneとよばれ、メコン河に沿って長さ約100m、幅約100mの区域で、上流部の境界付近は水深50m、下流部の水深は20mあるという。1996年以来、2006年に至るまで一度も保全区での漁はおこなわれていない。爆弾を使用したときには大型の魚が獲れた。釣りでも10～15kgの魚が釣れた。現在でも、保全区にはこうした大型魚がいるとされている。

保全区の淵には、以下のような魚がいると人びとは考えている。すなわち、pa khune, pa sanguwane, pa keh, pa pwun, pa pot, pa nangなどである。保全区では密漁もなく、他の村から獲りに来ることもなかったが、保全区に掲げてあった禁漁の看板がなくなって以降、別の村人で魚を獲る人がでてきた。とくに注意をするだけで罰金を徴収することはしなかったという。

2000年、保全区を村落の公共目的のために解禁して漁をする試みがあった。この年、チャンパサック郡の役人が来村した時、1日の午前中、8名が投網漁を保全区でおこない、0.5～3kgの魚を獲り、役人への接待用に供した。保全区についての意志決定をする委員会は8名から構成され、情報を聞いた2名が代表・副代表をつとめ、無償で役職についていた。村では、1年に一度、全体会議を開催して、保全区の問題を話し合うこととしていた。その時期は12月ころということであった。

この村の水田は河岸にある村から遠く、また漁法の種類も限定されていた。すなわち、投網がもっとも重要な漁法であり、このほか、釣り(手釣りとさお釣り)、刺し網、ふんどう型の笠(lane)などのほか、横置き型の笠(sai)、おとし型笠(chane)、ヒョウタン型浮きの流し釣り、小河川のやな漁(toone)などはおこなわれない。漁獲された魚は、日常の食料とするほか、キナーク村の市場に自分で売りに行くという。

## 3 . Ban Done Houat (N14-08-517, E105-51-556)

この村はメコン河の左岸とコーン島の間にはさまれた水域の真ん中にあるフアット島の東側、すなわちメコン河左岸寄りにある300年以上の歴史をもつ古い村である。村長、2名の副村長、警察署長、漁民2名、長老会長などから会議形式で面談した。村の人口は555人、世帯数は97戸の半農半漁村である。この村でおこなわれている漁法には、刺し網、投網、lop、おとし型笠(chane)、釣り(手釣り、さお釣り)、ふんどう型の縦置き笠(lane)、さで網(sonne)、やす突き(lem)、柴漬け漁(khah)、ひょうたん流し釣り(lai tao)などであり、

水田周辺の水路におけるヤナ漁 (tone と lee) 魚毒漁はおこなわれない。とくに、水田の魚を獲ることが禁じられていることは、資源管理のうえでたいへん重要な方策とおもわれた。

保全区を決める委員会は Kanen Khaokhon と呼ばれ、9名から構成される。保全区に関わる問題を直接、担当する委員はいない。1996年にI・バード氏が来村し、村人はコーン郡 (Muang Khone) における魚類資源の状況についての報告を受け、保全区の設定を薦められた。その後、バード氏側から学校の建設用にトタン、セメント、鉄心などが供与された。村会議を開催して農業事務所に保全区を申請し、イアン氏らが支援することが決められた。村の会議で保全区を決めるさいに隣り村の村長にも会議への参加が要請された。その理由は、保全区の場所を確認し、違反操業しないように依頼するためであった。会議では保全区をつくることにたいする反対意見はなかった。保全区はヴァン・ノン・ハイ (Vang Non Hai) とよばれ、ファット村の前面にある。メコン河に沿って長さ約100m、幅は180mあった。保全区が決まるまでは、その水域で自由に漁がおこなわれていた。

村では1996年まで漁獲量が減少していた。先代の親が生きていた時代は自分の作った刺し網を用いて漁をおこなっていたし、投網やおとし装置の筥で操業する人の数も多くはなかった。しかし、外来のナイロン刺し網や電気ショックで魚を獲る方法が導入され、漁獲量が減少したのである。

1996年までに減少ないし、いなくなった魚の種類には、pa khune, pa sangua, pa eun, pa nyong, pa nai などがあった。1996年に保全区が設定されて今日にいたるが、反面で増加した魚種には、pa khune, pa suwai, pa pia, pakhuane, papahk, pa kot, pa wah, pa nyong, pa soi, pa eun, pa sangua, pa nai などがある。とくに経済的に重要な pa nyong はあまりいなかったが、保全区の設定により増加したという情報をえた。

保全区ができて以降、村人で密漁をおこなうものはなかったが、別の村の住人が夜間に流し刺し網漁をすることがあった。D村の住民による密漁者2人にたいしては、計50,000キープを徴収し、船を没収したが刺し網は返却し、密漁をおこなったことをメモとして記して渡した。また別の村の住民が保全区内に流し網漁で侵入してきたがすぐに迂回して侵入しなかったので罰金は徴収されなかった。

2003年からは、従来の保全区が魚のためだけのものであることへの反発から、住民本位の保全区とする vang xumxone の考え方が取り入れられた。保全区が解放された事例を挙げよう。

2003年、小学校の建設費用を捻出するため、刺し網を2ヶ続用いて1日、Ban Samkahの人びとに保全区での漁を依頼した。漁獲物はおもに pa nyong であり、キロ単価6,000キープで売却して、120万キープの利益を得た。

2004年、やはり小学校の建設のため、こんどは村人自身が1日、2ヶ続の刺し網を用いて pa nyong を漁獲し、販売して110万キープを得た。キロ単価はおなじく6,000キープであった。

2005年旧暦5月、葬式を執りおこなう費用がない貧困な村人のため、村長の裁量で村人4名が刺し網2ヶ続により1日、保全区で操業し、50kg分の pa nyong を漁獲した。刺し網の網目は5cmであった。

Pa nyong はパンガシウス属のナマズであり (*Pangasius pleurotaenia*)、市場での販売価格はキロ単価10,000～12,000キープである。学校の教室の窓扉が2枚未完成であるので、今後、年に1～2回保全区を解放して、購入費用を捻出する予定であるという。

以上のように、村落生活の維持と発展を主眼とするために保全区を活用する新しい方式がメコン河本流域にある一部の先進的な村でおこなわれていることが判明した。この方式が今後どのように定着していくかは注目に値する。それ以前に外部からの要請に応じてトップダウン式におこなわれた資源管理は地域や村落の実情に合致しなかった。その点で、住民独自の新しい自主的な運動は注目すべきであり、その意義はラオスにおける近年の水産資源管理の動向を示すものといえるだろう。つまり、政府や外部主導型の上からの指導による共同管理 (collaborative management) に代わって、共同体を基盤とする資源管理 (community-based management) が動き出した。この事例は、共同体管理の欠陥を補うものとして登場した共同管理 [ 秋道 2004 ] がもつ限界を示すものとしても注目しておきたい。

#### 4. セコン河流域の水産資源管理 アタプー州

メコン河の支流セコン川 (Xekong) (表1参照) はラオスのサラヴァン州に源を發し、セコン州、アタプー州を貫流してカンボジア領内に流出する。そしてセコン川はカンボジア領内でメコン河本流と合流する。

アタプー州とセコン州でも1990年代からチャンパサック州で開始された保全区の試みが一部導入された。地元アタプー州の政府畜産水産局や情報文化省の役人によると、保全区はうまく定着しなかったと聞いた。その訳は保全区における罰則が厳しく、住民の反発を招いたこと、保全区事業を推進する資金が不足していたこと、農民への啓発活動が十分でなかったことなどによるという。

アタプー州では2004年から新しく「川の淵の保全区」(ヴァン・サグワン)に関するプロジェクトがいくつかの村落を対象として着手された。このプロジェクトは、政府と地元の村落との共同作業として開始された共同管理方式のもので、チャンパサック州のメコン河でおこなわれてきた事業を踏まえたものである。その内容は国が上からガイドラインを提示して、詳細は村ごとに決めるものであった。アタプー州内の12村落では保全区の設定が試行された。その一環として、2003年にはアタプー州の5村落の代表30名が、保全区の取り組みでは先進地域となっているチャンパサック州の村むらで研修をおこなった。また、2005年の7月13日が「全国放流の日」として決められ、数万尾の稚魚を放流する試みも各地で催されることとなった。

このプロジェクトは2004年に開始されてから間もないが、すでにいくつもの問題が浮かび上がっている。各村落は自分たちの領域で資源を管理するために、禁漁とする区域の範囲や違反した場合に適用される罰金や罰則を村会議で独自に決定している。そこでどのようなことが起こったのか、いくつかの村落の調査結果をしめそう。

#### Ban Xai Xi

カマン川とセ・サイ川の合流点からカマン川の上流部流域にあるサイ・シ村は低地ラオの村である。設定された保全区は長さ約500m、幅約150mある。2005年7月13日にpa pakの稚魚をパクセ (=チャンパサック州の中心地)より購入し、3万3千尾を保全区内に放流する事業が実施された。購入に必要な費用は、アタプー州の農林局(1万尾分)、IUCN(世界自然保護基金)(1万3千尾分)、サイ・シ郡の農業振興局(5千尾分)、サイ・シ村(5千尾分)が共同で負担した。保全区の設定以来、すでに一件の密漁が発覚した。しかし、違反者にたいする処遇はまだ村の会議で留保している。この保全プロジェクトは外部から導入されたものであり、伝統的な保全の慣行があったわけではない。

#### Ban Kasome N14-59-360, E206-51-035

セコン川右岸にあるカソム村は低地ラオ人の村であり、2000年に村で集会を開いて保全区を設定した。長さは約1km、川幅は約100mあり、ここには洞穴がある。保全区はヴァン・タム・ケー(Vang Tam Keh)と呼ばれる。kehは「ワニ」の意味である。保全区の設定により魚が増えたと村人は考えている。2000年以前にはこの水域を保全する試みはなかった。保全区での密漁者にたいする罰則として違反者から1万5千キープを徴収することが村会議で決定された。じっさいに、他村の人が投網と刺し網を使った密漁が発覚し、金額が徴収された。保全区はセコン川沿いに村境から上流に設定されており、周辺村落のラオ人が夜間に船を使って密漁したという。セコン川横の木には「保全区での漁業は禁止」と書かれた看板が打ち付けられている。河川沿いの木を伐ることも禁止されている。村の対岸はサイセター地区であり、低地ラオ人のケンサイ村(Kengxai)があるが、保全区を設定されていない。ただし、カソム村が保全区を実施していることをケンサイ村民は周知している。

村はもともと川沿いにあったが、2002年から内陸の道路沿いに移動した。そのため、保全区を監視することができなくなったので、今後、保全区における密漁をいかに制御するかが大きな課題となっている。

#### Ban Sowk N15-03-018, E106-50-850

セコン川右岸にあるソークは言語的にモン・クメール語族系のオイ人の村である。この村では2002年から保全区を決めた。セコン川支流のポーク川との合流点から上流部にむけて中洲の上流端までが保全区とされている(長さは不明)。保全区はヴァン・ヒンヘット(vang hinhet:動物の岩の淵)と呼ばれる。過去、違反者を見つけると銃で威嚇した。下流部の低地ラオ人による密漁があるが、抗議や警察に訴えることはない。そのわけは、相手からの報復が恐いからであるという。

## Ban Halang Yai N 14-57-226, E106-51-064

セコン川右岸のハーラン・ヤイはモン・クメール系のラヴェエ人の村である。保全区はヴァン・ウェーン・テー (Vang Ween The) と称される。The は木の名称である (kok teh)。セコン川の中央部から右岸側に 50 ヒロほどの長さが保全区となっている。深さは約 8 ヒロである。保全区では違法操業にたいする規則がなく、管理も行われていない。刺し網や投網を使った違反漁にたいして罰金は課せられなかったが、爆弾や銃、懐中電灯を使った違反操業にたいして罰金は課さないが、軍に報告をしたという。ハーラン・ヤイ村の上流部には、Ban Sakheh、そして Ban Halang Noi が、下流には Ban Kasome がある。サケー村とハーラン・ノイ村が共同管理する保全区があり、ヴァン・ウェーン・ワー (Vang Ween Wah) と呼ばれる。

注目すべきことに、この村には国際機関や政府などによる上からの指示による場合とはちがってむかしから保全区が存在したという。話によると、第 2 次インドシナ戦争終結後、1980 年代になってアタプーの警察署に勤めていた K amban Ponsai 氏が村に来てセコン川の淵を調査し、その後保全区を決めるように村人に指示したという。詳しい経緯は不明であるが、カンバン氏はラヴェエ族の人でアタプーに在住している。かれがおなじラヴェエ人としてハーラン・ヤイ村の人びととどのような関係にあったのかが興味あり、今後の課題としたい。少なくとも、1990 年代以降に外国から導入された保全区の考え方以前に、ラオスの人びとがすでに 1980 年代に開始していたことはたいへん注目しておくべきことである。

## Ban Munmai

セコン川とセカム川合流点に位置する低地ラオ人主体の村である。保全区は 1992 年より決められ、アタプー市内にあるセコン川の横断橋下から、合流点付近にあるパック・ピグ島の端でセコン川上流側までの水域で 300 m、幅は 100 m ある。深さは乾季で 6 m、雨季には 10 m となる。この場所は魚の溯上期に魚が群れており、上流にいかないことがあるので保全区とすることが決まった。保全区はヴァン・パコーン・ルン (vang pakhone lung) と呼ばれる。ほかの村と異なり、魚の溯上期には漁業が禁止されるが、溯上期でなければ自給用にたがって魚を獲ることができる。ただし、これを商品として売買することは禁止されている。溯上期には、村落と警察が共同で密漁や違法操業のないように管理する。

## セコン州

アタプーの上流にあるセコン州でも 2004 年より保全区が実施されている。セコン州では、11 ケ村で 15 の保全区が設定された。アタプー州同様、7 月 13 日に稚魚を保全区に放流する事業が進められた。稚魚はサラヴァン州やセコン州内から集められた。保全区の高さや密漁のさいの罰則は村ごとに異なっている。以下、セコン川流域にあるいくつかの例を挙げよう。

## Ban Nava Nua

ナヴァ・ヌア村における保全区は面積が 8 ha あり、ファイ川 (Phay) の河口 (北側) からナン・ゴイ川 (Nang Ngoy) の河口 (南側) までで、セコン川の東岸と西岸の間にあたる。禁止条項として、保全区内での漁業と水産動物の捕獲が禁止されることと、セコン川岸から 20 m の範囲内における伐採禁止が決められている。もしも違反した場合の罰則として、1 回目の場合、漁具の没収と本人への教育とともに 50 万キープを徴収する。2 回目の場合、漁具を没収し、引き続いて教育するとともに、80 万キープを徴収する。3 回目には、同様に漁具を没収して教育をおこなうとともに、150 万キープを徴収したうえで、警察へ出頭させ、法の裁きを受けさせる。

## Ban Xenaminoi (N-15-13-404, E-106-44-367, 112m)

セコン川の支流セナムノイ川にかかる橋の右岸にある Ban Xenamnoi では、1990 年代より保全区がセナムノイ川の橋直下から下流部へと決められている。長さは 500m、幅は 180m (98,000m<sup>2</sup>) である。橋のそばに保全区存在と規則などを示す看板がある。それによると、1. 保全区では禁漁となること、2. 音などにより保全区を妨害しないこと、3. 保全区にゴミの投棄を禁止すること、4. 違法に漁をしたものは 1 人あたり 1 回で



5万キープの罰金と漁具を没収すること、5.2回目の違法漁業では1人あたり20万キープの罰金と漁具の没収、6.3回目の場合、1人あたり50万キープの罰金と漁具を没収したうえで郡の警察に出頭させる。

#### Ban Lavy

ラヴェ人の住むラヴィ村はセコン川の左岸にある。2005年2月から設定してきた保全区はヴァン・ウェン・テー・ラヴィ・ファンデン (Vang ween Teh. Lavi Fandeng) と称され、長さは300m、幅は200m (面積は6ha) である。保全区に関わる規則などが看板に記されており、河の土手にも保全区と記した小さな札が木に打ち付けられている。それによると、1. 保全区内での漁具の使用は禁止、2. 岸の木を伐採することの禁止、3. 違法操業の場合、1回目ならば1人あたり10万キープの罰金と漁具を没収する。2回目ならば50万キープ、3回目ならば100万キープと漁具の没収を決めている。

調査をおこなった2005年8月までに5件の密漁が発生した。このうち、2件は取り逃がしてしまったが、この3件については逮捕して密漁の実態を聞き出すとともに罰金を科した。

最初の例では、3名が刺し網と水中銃を使用して保全区内で漁をおこなった。この3名について、それぞれ10万キープを徴収した。2番目の例では、5名が刺し網と魚毒を使用した。魚毒は劇薬をモチ米と混ぜたものを水中に投げ入れ、それを食べた魚が麻痺して水面に浮かぶところを漁獲した。この5人にたいしては、それぞれ20万キープが罰金として要求された。3番目の例は船で下流部から2家族10名が町の市場に薪を販売した帰りに、大人2名が刺し網を使用したところを発見された。10名のなかには子どもがいたが、実際に漁をした2名にたいして各20万キープが要求された。最初と2番目の例はいずれも低地ラオ人であり、3番目の例は役人であったという。

保全区の範囲を示す看板をかかげ、密漁にたいする罰金額を明示してあるものの、じっさいに違反者を拘束して罰金を徴収する例が見られるいっぽう、違反者を見逃す例にも注意をはらう必要がある。とくに、ラオスの主要な民族集団である低地ラオ人にたいしてモン・クメール語族系の少数民族が差別されている現状を見て取ることができる。

#### Ban Pak Thone (N15-18-464, E106-42-460)

この村はセコン川の左岸にある少数民族の混成する村で人口は約800人、世帯数は110である。民族としては、タリアン人が最も多く、低地ラオ、ンゲ、アラク、イエーなどの民族が共住している。2004年に保全区プロジェクトを実施するためにラオ人がやってきた。村会議を経て保全区を設置することを決め、ヴァン・タマカネ (Vang Thamakane) と名付けた。淵には水牛のような大きな動物が棲息するとされている。300mで対岸までの幅は約200mある。深さは4 - 5ヒロである。保全区の下流側は隣接するBan Mohとの境界となっている。

保全区の規制は以下の通りである。1. 保全区内は禁漁、2. 乾季の間でも、保全区内の河岸で野菜などを栽培してはいけない、3. 保全区内の陸上にある木を伐ってはいけない、4. 刺し網や投網などを使った違法操業にたいしては、1回目に10万キープ、2回目は20万キープ、3回目は50万キープ、いずれも1回、1人あたりの罰金である。年の旧暦6月、低地ラオ人2名、タリアン人1名の計3名が、刺し網漁で多くの漁獲を挙げたことにたいして、制裁が検討された。ラオ人はいずれも村に属する人間であり、10万キープが徴収された。村長は獲った魚と漁具を没収したが、金を支払ったので網を返した。2005年7-8月ころ、はえなわ漁で1日中操業している村人が発見され、漁具が没収された。獲れた魚の量、罰金の額、民族は不明である。

#### Ban Pak Thone

セコン川左岸にある村の前の河川で砂金採取が2005年9月であった。騒音があるのと、舟の航行に張られたロープが邪魔になることや、魚の数が減ったことが報告された。2005年まで魚がよく獲れ、食べる分は十分にあったが、減ってしまった。

以上のように、チャンパック州と同様な試みが隣接するアタプー、セコンの両州で2004年から開始された。まだ開始間もないにもかかわらず、保全区内での密漁が各地で発生し、違反者に罰金が科せられた。違反者が保

全区の存在を知らずに漁をおこなった場合はしかたないこととされたが、違反者からの報復をおそれて逮捕しない場合もあった。

保全区の設定は村の慣行的な法によるとのみ考えるのは正しくない。もともと、政府、国際援助機関が主導的をはじめ、村落の会議で具体的な保全区の場所や罰則を決めたのであるから、管理の手法としては共同管理、あるいは協同的な試みであると位置づけることができるだろう。本来、河川はラオスの国家のものであり誰のものでもないが、流域に住む住民にとっては自分たちが自由に利用することができると思われてきた節がある。そのうえで設定された魚類保全区は村落の共有空間とみなされている。共有の空間であるがゆえに、規則を遵守することが当然のこととされ、それに違反したもへの罰則は村民が相互に理解しているのがふつうである。

チャンパサックの村における罰則規定がひじょうに緩やかであるのにたいして、アタプー州、セコン州における罰則は厳しい内容になっている。このことは、密漁を犯す対象を村落内部の人間よりも外部の人間を想定しているからにほかならない。じっさい、内部の人間であれば密漁などをおこなうはずがないか、よしんば違法な操業が発生してもそれを見逃すような場合もあるだろう。さらに、主要な民族である低地ラオ人が密漁をおこなった場合、モン・クメール系の人びとの対応には温度差があった。堂々と違反金を徴収する場合と、報復を恐れて提訴しない泣き寝入りの場合があった。民族間の階層化と差別の実態が資源の管理と違反操業の問題に介在していることに留意しておきたい。

## 5. 漁場利用の多様な展開

村落が村全体として保全区を設ける方策は、村落を基盤とする共有資源の利用形態を示している。とはいえ河川は国の所有物であり、誰もが利用することができる。この点で保全区は利用権ないしアクセス権を制限したものにほかならない。ここでは、河川の保全区以外にも河川での漁法の運用や、水田やため池、河跡湖などにおける漁業について漁場利用が制限される場合がある。以下、それらについての慣行を検討したい。

### 村落内のなわばり

アタプー州の Ban Halang Yai はメコン河支流のセコン川右岸に位置するラヴェー人 (Lavae) の村である (N14-57-250, E106-51-497、海拔は 88m)。この村では、おとし付きの横置き筥 (chane) を設置する場所が個人により排他的に利用される慣行が存在することが分かった。

2005年8月の調査から、村の住人W氏によると chane を設置する場所 (luang chane) には決まりがあり、個人で占有することにしているという。W氏はセコン川の右岸と左岸に chane のなわばりを 11ヶ所、筥を設置する場所を右岸と左岸で両方入れる luang pakheng を含めて 13ヶ所もっている (表2)。筥は 5 - 7月に使用される。興味あることに、筥の設置場所の名称はすべて魚の名前になっている。すなわち、pa kheng (*Hemibagrus wyckiooides*)、pakadow、pakwan、pakheh (*Bagarius yarrelli*)、pakot (*Hemibagrus* sp.)、patong (*Chitala or Notopterus*)、papak (*Hypsibarbus*)、pakhune (*Wallago leerii*)、pakeng、pasakang、pawah のように、回遊性の魚類が取り上げられている。しかし、筥の設置場所でこれらの魚が特異的に漁獲されることを示すとはかぎらない。この点は将来、精査する必要があるかも知れない。

表2. Ban Halang Yai におけるW氏が主張する chane の設置場所

漁場の名称	場所		漁場の名称	場所	
	右岸	左岸		右岸	左岸
Luang pakheng	1	2	Luang papak	1	0
Luang pakadow	1	0	Luang pakhune	0	1
Luang pakwan	1	0	Luang pakeng	1	0
Luang pakheh	0	1	Luang pasakang	0	1
Luang pakot	1	0	Luang pawah	0	1
Luang patong	1	0			

2006 年 1 月、おなじ村で再調査をおこなった。残念ながら W 氏は他界しており継続調査ができなかったが、同村の S 氏から luang chane についての情報を聞くことができた。S 氏は W 氏と同様に luang chane をもっている。同氏によると、7 つの場所で筌の設置場所は全部で 13 ケ所ある（表 3）。筌を 8 つ所有しており、これらの場所を変えながら設置するという。筌の設置場所には、すべて樹木の名前がつけられている。すべて同定した訳ではないが、筌の設置場所に生えている樹木が名前としてつけられている。Luang chane は雨季の旧暦の 6 - 11 月に利用され、乾季には使用されない。獲れる魚には pa pahk (*Hypsibarbus* sp.), pa khune (*Wallago leeri*) などで、時々、pa tong khao も獲れる。Chane を製作できる人は村には現在、2 人しかいない。他界した W 氏の息子も作ることができないという。

表 3 Ban Halang Yai における S 氏が主張する chane の設置場所

漁場の名称	場所		漁場の名称	場所	
	右岸	左岸		右岸	左岸
Luang kokkai	0	2	Luang kokadoine	0	3
Luang kokdua	2	0	Luang kokkume	2	0
Luang kok nyang	0	1	Luang huahin	2	0
Luang kok mangnaunam	0	1			

二つの例では、筌の設置場所の利用権が個人により排他的に決まっている。筌を沈めた場所には目印をつけずに記憶しておく。S 氏によると、それでも筌の見回りは早朝に行うという。その訳は、遅く行くと魚を取られる可能性があるからだ。この村におけるような筌の設置場所の排他的な利用があるのかどうかは十分に調査をしたわけではないが、これまでの聞き込みでは類似の事例がなく、筌の設置場所は誰がどこに入れてもよいという結果をえた。

#### 共有と占有

河川における漁労は保全区以外では自由におこなうことができる。これが原則であり、ラヴェ村の筌の設置に関する事例は例外といえるかも知れないが、ほかにこれと類する例がまったくないかということでもない。以下にその事例を紹介しておこう。

ラオス南部のチャンパサック県のサファ川 (sahua) はメコン河本流にそそぐ少河川である (N14-51-231, E105-52-191)。雨季にはこの河川の両岸に khah と呼ばれる漬け柴漁用の大型のざる状をした竹製の定置漁具が水中に沈められる。ざるの内側部分には柴の束を集魚用に入れておく。一定期間、水中に放置し、漁具を舟上に取り上げて、なかに隠れている魚を獲る。また、柴だけを集めて水中に沈めて魚を集めることもある (sum)。Khah や sum を河岸で設置する場所は村人であればどこでも可能である。しかし、柴を河川の中央部に仕掛ける場所は、村の共同利用となっている。おそらく、川の中央部はもっとも魚が多く獲れる可能性のある可能性のあることと、自由に設置できるならば村人間での先取りをめぐる競争が発生するので、これを避けるためと推測される。柴漬け漁の設置場所は少河川の場合、周縁にあたる岸边と中心にあたり河川中央部との微妙な違いが入漁の形態に反映しており、先取の原理ないしはオープン・アクセスの原理と共有の原理が混在しているといえる。

共有と占有の問題で興味があるのは、水田漁労の事例である。これまでの観察と調査から、以下のことがおおよそ明らかになっている。まず、水田稲作のおこなわれる耕地には特定の個人もしくは団体の所有者が決まっているのがふつうである。しかし、たとえ私有地といえども、そこで水田漁労をおこなうことができるかどうかはその社会の考え方や個人の社会関係、あるいは自然条件などによる。カンボジアのトンレサープ湖周辺の水田、北タイのメコン河支流イン川の周辺部、そしてラオス南部でも、収穫後の水田で泥中に潜む魚を自由に漁獲する事例を確認した。これには、魚伏籠、投網、すくい網などのほか、柴を積んでおき、魚を獲りやすくする試みもあった。

東南アジアのモンスーン地帯では乾季と雨季とでは、魚が移動することにより漁法や漁場、魚の種類が顕著に

異なることが一般に知られている。乾季の水田漁労は、モンスーン地域における淡水漁労複合の1典型であることは間違いがない。つまり、淡水漁労文化複合(FCC: Freshwater Fisheries Cultural Complex)を生態・文化要素の複合とみなす場合のコード組み合わせは、乾季(1)、水田(1)、小規模な漁具による個人漁(1)、オープン・アクセス(1)の1111型となる。

#### 河跡池における漁業と共有・私有問題

ラオス国内には無数の池あるいは河跡湖(ノン:nong)が広範囲に分布している。大型のノンをブン(bung)と称するが、明瞭な大きさの区別はない。これらの池ないし湖は、モンスーン気候下にある地域で乾季と雨季とで水位変動が極端に大きいので河川流路の変更で旧河道の一部に水がたまって形成されたものである。とくに、メコン河本流に流入する支流の低平な地帯には大小のノンとブンが分布する。河跡湖の大きさやその利用方法も村ごとに異なっている。北タイのイン川流域で2000年、2001年に池の利用をめぐる調査を実施したさい、池の資源を村落がどのように管理してきたかについての情報を得ることができた。それによると、池は雨季の間、周囲の畑や森林とともに水中に没してその存在が分からなくなる。しかし乾季になると水が引き、池が残る。当然、逃げ遅れた魚がそのなかに留まるので漁撈の対象とされる。興味があったのは、村落が共有する池では乾季に集団が参加して一斉におこなう祝祭的な漁業である。つまり池の水位を下がると、村人はこぞって投網やすくい網で池の魚を集団で捕獲する。そのための解禁日を設定して一斉に漁獲する。場合によって、入漁するさいに、利用できる漁具を制限することがある。村落以外の外部者にも入漁を認めることもある。さらに、外部者を含めて入札制を採用し、落札した個人または団体に入漁権をあたえ、その当日以降は村人に自由に池を開放する例があった[秋道 2004]

ラオス南部のチャンパサック州内でメコン河支流のThahou川流域にあるBane Thahuu村(N14-47-008, E105-59-240)では最近、村の共有池を私有化する傾向が分かった。低地ラオ人の居住する村には30以上の池がある。これらの共有池はnong souan loameと称され、3-5月の乾季に水がなくなると、1日のみ投網、刺し網、魚伏籠、すくい網などで共同漁がおこなわれ、その翌日は誰でもが入漁できた。また、nongのなかに2-3mの穴を掘り、周囲を板で囲んだ人工的な井戸を作り、乾季に逃げ込んだ魚を獲る工夫もされた。この装置はlumと呼ばれ、通常は作った人が独占的に利用する。しかし、共有の池に個人がlumを設置することは好まれない。なぜなら、共同漁のさい、魚がlumのなかに逃げ込んでしまうと、その場所を勝手に利用できないからだ。

注目すべきことに、10の池がここ10年のあいだに私有化された。個人所有の池はnong souantuaと呼ばれる。そのわけは、村落の共有池で漁獲を集団でおこなっても、魚を販売して得られる収益が少なく、村が必要とする経費を捻出できない。そこで池を個人に売却して、学校や寺院の建築などの公共目的に供する戦略が採用されたのである。また、漁獲が少ない理由として、他村からの密漁で魚が減少したと指摘されていた。さらに、池の一部が新たに個人により開拓された水田と重なる場合、その個人の生活を配慮して売却することもあった。

池がもともと共有地とされた訳は単純である。すなわち、人間が森や林を開墾する前から池は存在した。しかし、開発によってつくられた水田や畑は開発主体の私有物と見なされたのである。以上のような、池が共有から私有へと変容する過程はさらに、別の村での調査から明らかとなった。

チャンパサック州のBan Nong Bungは人口440人、世帯数87の低地ラオ人の村である。水田農耕を専業として、9年前くらいから工芸品製作も合わせて行うようになった。この村には、全部で45の池がある。大きいもので3ムー、小さいもので1ムー以下のものがある。このうち、bungはnongよりも規模の大きなものを指す。また、池の利用についてみると、個人ないし集団が排他的に利用できるものと、村が全体として利用する権利をもつものに分けることができる。厳密な意味での所有権が設定されているのか、どうした形で継承されるのかについては精査を要するが、すくなくともアクセス権については私的な利用と村の共有的な利用に区別できる点は間違いがない。村の45ある池(bungとnong)の利用形態別に数を示したのが表4である。

これによると、私的な池が62%、共有池が38%となっている。数からいうとnongがBungよりも若干多い。大きなBungのほうが共有とされていることが分かる。最初、口頭で聞いたとき、池のほとんどは共有であり、個人のもものは少ないといわれたが、個別にあたるとむしろ共有池のほうが少ないのは意外であった。そこで、

表 4 Ban Nongbung における池の利用形態 (2006 年 1 月調査による)

	私的利用 (souan tua)	村の共有利用 (souan loame)	合計
Nong	20	6	26
Bung	8	11	19
合計	28	17	45

45 の池を個別に検討すると、近年、共有の利用権をもっていた池が個人に売却されていたことが判明した。共有の池が私有化されるさいに、村全体での意思決定がなされた訳であるが、その理由は、村の公共事業のための費用を捻出するために池を個人に売却したという場合があった。

具体的に、共有から私有へと売却されたさいの売却金の用途は以下に事例を示そう。

- 1 . 200 万キープ 村の道路建設 (2000)
- 2 . 150 万キープ 村の電線、木材 (2002)
- 3 . 250 万キープ 道路建設 (2000)
- 4 . 150 万キープ 寺院の電気 (2002)
- 5 . 20 万キープ 道路建設 (2000)

長老会 (13 名) の所有する bung

(魚の売り上げは長老会。寺への寄進もある。)

以上のように、村の発展やインフラストラクチャーの整備のための資金調達が重要な契機となっている。このことは、メコン河における保全区を村のための保全区として位置づけた村落の動きと連動している。村の発展を画策するため、村落が基盤となって資源を有効に利用することが火急の課題であり、そのための共有から私有化への移行が進んでいる。この傾向のもつ意味は重要であり、河川や池以外の環境においても比較検討することはこの地域における地域の生態史を資源管理の点から明らかにするうえで大きな課題となるであろう。

おわりに

ラオス南部の水産資源を管理するための方策が 1990 年代前半からここ 10 年ほどの間に急速な変化のなかで進められてきた。上からの方策が部分的に成功をおさめたけれど、住民主体のものでなかったため、新しい保全の方法への取り組みがなされ、いまその端緒についたといえるだろう。しかしながら、河川環境や水産資源の再生産を阻害する砂金採掘が 2003 年以降に開始されるに及び、環境の保全は新たな問題をかかえることとなった。ここ 10 年の動きはラオス領内のメコン河における水産資源の保護と管理をめぐる重要な時期に相当するだけでなく、東南アジアの広い地域にも目をむけると類似の問題が発生している。それだけに、今後とも住民のジレンマや主体的な対応に注目していくべきだろう。

文献

秋道智彌 2002 『コモンズの人類学 文化・歴史・生態』人文書院。

秋道智彌 2004 「北タイ・メコン河支流イン川・コック河における淡水資源利用とモンスーン・モデルの提唱」『総合地球環境学研究所研究プロジェクト 4 2 2003 年度報告書 アジア・熱帯モンスーン地域における地域生態史の統合的研究：1945-2005』総合地球環境学研究所、13 24 頁。

秋道智彌 2006 「資源管理の内と外」家中茂編『地域の自立・島の力』コモンズ。(印刷中)

Baird, Ian G. et al. 1999. *The Fishes of Southern Lao*. Lao Community and Dolphin Protection Project, Ministry of Agriculture and Forestry.

Baird, Ian G. And Mark S. Flaherty 1999. Fish Conservation Zones and Indigenous Ecological Knowledge in Southern Laos: A first step in monitoring and assessing effectiveness, Environmental protection and community development in Siphandone Wetland, Champassak Province, Lao PDR. Project report Project

- Lao/B1-B7/6200-IB/96-012. Vientiane: CESVI Cooperation and Development
- Claridge, G., Sorangkoun, and I. Baird 1997. *Community Fisheries in Lao PDR: A Survey of Techniques and Issues*. (IUCN Lao PDR Technical Report 1) IUCN.
- Daconto, Giuseppe ed. 2001. *Siphandone Wetlands*. Environmental Protection and Community Development in Siphandone Wetlands Project.
- The Department of Planning 2005. *Agricultural Statistics*. Vientiane Capital: Ministry of Agriculture and Forestry.
- Dubois, M., K. Inthavong K. and R. Barden 1995. *Integrated Local Knowledge in Aquatic Resource Management*. The Lao-Danida Natural Resources and Environmental Programme.
- Kottelat, Maurice 2001. *Fishes of Lao*. IUCN. Colombo: WHT Publications (Pte) Ltd.
- Shoemaker, B., I. Baird and M. Baird 2001. *The People and their River: A Survey of River-Based Livelihoods in the Xe Bang Fai River Basin in Central Lao PDR*. Vientiane: Lao PDR/Canada Fund.
- The Lao National Geographic Department 2000. *Lao Geographic Atlas*. Vientiane: National Geographic Department.
- Taki, Y. et al. 1974. *Fishes of the Lao Mekong Basin*. United State Agency for International Development Mission to Laos, Agricultural Division.

Summary: Aquatic resource management program which commenced in early 1990 in Mekong watershed to establish “fish conservation zone or vang sanguwane” (FCZ) has revealed partly failed due to several reasons such as a lack of finance, inappropriate educational program, ignorance of external ideas by community members. To this, some leading community leaders have realized to make use of community-based management scheme, not for fish but for villagers themselves; namely conservation for the community (vang xumxone). There is, however, regional difference of achievement and effects of the management program on local fish conservation and community stability between Mekong River and its tributaries, the latter having accepted the new conservation program as late as the year of 2000. Immediately after it started, people along the tributaries have suffered from illegal fishing and conflicts between neighboring communities. How these differences bear socio-political and legal impacts may be clarified by on-going research in southern Laos.